

東京都板橋区土のうステーション設置要綱

(平成24年11月1日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、大雨洪水等による家屋への浸水被害を住民が自主的に警戒及び防御することにより、これらによる床上・床下浸水の被害を軽減し、又は防止することをもって、浸水に対する安心安全を確保するため、区内の各所に、住民が自由に使える土のう保管場所として、簡易土のう置場（以下「土のうステーション」という。）を設置することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸水 河川の水や雨水が家屋の床上床下に至ること。
- (2) 簡易土のう 土のう袋に砂を約5kg又は10kg程度を詰めたもの
- (3) 土のうステーション 折りたたみ式土のう収納ボックスに簡易土のうを概ね100袋を収納し、土のう収納ボックスカバーを掛け、住民が必要に応じて自由に土のうを使用できるようにしたもの
- (4) 土のう収納ボックスカバー 別途土木部長が実施細目で定める標示のされた、防災シート地のもの

(設置基準)

第3条 土のうステーションは、浸水被害が想定される場合における地域住民等の利用を前提とし、区内全域において地域住民の理解及び協力のもとに設置するものとする。

(設置場所及び設置方法)

第4条 土のうステーションの設置は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 土のうステーションは、道路、公園及び公共施設等の敷地内又は道路等に面した人目につきやすく通行その他の支障にならない場所で、かつ、住民が容易に使用できる場所に設置する。
- (2) 設置場所の詳細については、別途土木部長が実施細目で定める。
土のうステーションは、土のう袋の劣化等の防止を図るため、使用時以外は防災シート地製の土のう収納ボックスカバーを掛けて保管する。

(規格)

第5条 土のうステーションに使用する備付品の規格は、別途土木部長が実施細目で定める。

(維持管理)

第6条 土のうステーションの維持管理は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 区長は、土のうステーションの維持管理をパトロール等で随時行う。
 - (2) 区長は、簡易土のうが使用され、収納が著しく減少した場合には、適切に補充を行う。
- 2 区長は、近隣住民から土のうステーションの管理者を選び、事故等の連絡を依頼することができる。

(撤去)

第7条 区長は、第1条の目的に照らし必要がないと判断した場合には、当該土のうステーションを撤去することができる。

- 2 前項の場合には、近隣住民に十分理解を求め、土のうステーションの設置場所に看板等で周知を図る。

(広報)

第8条 土のうステーションの設置場所については、本要綱の目的を考慮し、ホームページ等により、土のうステーションの利用を、広く住民及び企業等に積極的に周知を図るものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、土木部長が定める。

付 則

この細目は、平成24年11月1日から施工する。